

標準処理期間を規定する通達の一部改正を行わないこととした件について

令和8年9月9日

国土交通省物流・自動車局

国土交通省物流・自動車局では、令和7年9月1日から令和7年9月30日まで、標準処理期間を規定する通達の一部改正に関する意見の募集を行いました。当該改正を行わないことといたしました。

○定めようとした通達の題名

自動車特定整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について 等

○案の公示の日

令和7年9月1日（月）

以上